

貧困化論のための覚え書

三好正巳

目次

- 一 はじめに
- 二 貧困化論の今日的論点
 - 1 貧困化と変革主体の形成
 - 2 国家独占資本主義の危機と労働者の貧困化
- 三 国家独占資本主義の危機と労働者階級の状態
 - 1 国家独占資本主義の危機下の労働者の貧困
 - a 賃金制度と賃金所得の不安定
 - b 「福祉」システムと労働者の権利状況
 - 2 民主的変革と変革主体の形成
 - a 社会的組織と民主主義
 - b 変革主体とその形成・成熟
- 四 むすび

一 はじめに

一九七〇年代に入ってから日本資本主義は、高度成長期にかかえこんだ構造的矛盾を鋭く露呈させることになった。一九六五年の不況を折返点とする後半の高度成長は、七〇年代に入ると翳りを見せ始め、七四年他の先進資本主義国と同時に不況に突入し、第一次オイル・ショックも重なって「試練」の時代に突入した。まさに、この時期から、労働運動にも大きな変化が見え始めた。すなわち、「国民春闘」の展開・定着が実現しないままに、全日本金属産業労働組合協議会(I M F・J C)が春季賃金交渉で主導的役割を果すようになり、春闘の「見直し」も一部に主張されるようになった。一九七五年以降、減量経営によって企業の利益が急速に回復する過程で、増加した失業、実質賃金の停滞と賃金所得の不安定化、労働市場の「分断化」⁽¹⁾と結びついた不安定就業の増大など、労働者に対する犠牲は一層深化せられた。それにも拘らず右傾化の衝動に、揺り動かされる労働運動の中で、労働者における貧困の進行と労働者階級の成熟との問題、すなわち労働者階級の状態について、あらためて理論的検討が提起されるようになった。

もともと、労働者の貧困化の問題は、一九世紀末のベルンシュタイン(B. Bernstein)とカウツキー(K. Kautsky)の論争以来、資本主義の基本矛盾にかかわるものであって、今日にいたるもなお基本的なその性格の変更はない。また、この問題が資本主義の階級対抗にかかわるが故に、それが論争されるのは、資本主義の危機に直面したときであったといつてよい。一九七五年以降、構造的危機下の日本資本主義において、労働者階級の状態に対する科学的解明の新しい展開が提起されたのも、以上の意味において、さらに、すでに述べた現実的状况からみて当

然である。今、本稿において労働者階級の状態についての理論的検討を、資本主義の危機の現局面に触発されて試みようとするとき、これまでの論議が労働者の貧困化に主要にかかわってなされてきたこと⁽²⁾からして、本稿の主題は労働者の貧困化の理論的な枠組みの構成と理論的展開の方向づけとして設定される。労働者階級の状態論としての再構成は、この主題の延長線上においてのみ展望しようと考えるからである。

(1) 労働市場の「階層化」と区別して、「分断化」としたのは、労働力供給機関の普及が、単に労働力類型による市場の重層化を生むことに止まらず、市場構造に及ぶ変化をもたらすものと予想されるからである。労働市場の統一性は、供給機関の介在によって臨時労働者が労働市場の限界の要素でなくなった(フランス共産党中央委員会経済部・「エコノミー・エ・ポリティーク」誌、大島雄一他訳『国家独占資本主義』上、新日本出版社、一九七四年、二七一頁)ことによって放棄されることになった。なお、この問題については、別途に解明を予定している。

(2) 労働者の貧困化が労働者階級の闘争を呼び起こすという理解は、今日ほぼ払拭された。しかし、労働者の貧困化と労働者階級の成熟が同時過程として進行するというのが、労働者階級の状態論のこれまでの一つの到達点であった。今日提起され検討されているのは、この両過程の内的連関であるが、この連関は、労働者の貧困の理論的とらえ直しからつけられるべきものと考ええる。

二 貧困化論の今日的論点

1 貧困化と変革主体の形成

労働者の貧困化についての理論上の新しい提起は、変革主体形成の観点における構造的な把握を主張している点に特徴をもっているといつてよからう。ただし、変革主体形成の理論は、労働者の貧困化の理論と統一される

ことを展望した上で、その豊富化がはかられている。くり返すことになるが、労働者階級の状態論として、労働者の貧困化と変革主体の形成の統一的把握を目ざす理論的試行錯誤が、変革主体形成の理論の側から試みられているのが今日の特徴であることを強調しておきたい。何故に強調するかといえば、変革主体の形成の論理が資本主義的蓄積にかんする法則に拠る以外に以上は、変革主体形成の理論の細密化自体が労働者の貧困化の論理と無関係に自己展開できるものではないことを内省するためである。

かつて、資本蓄積の進行にともなう労働者の量的増大と貧困化を同時にとらえ、これを労働組合運動発展の必然性の証としたことは、労働者階級の状態論の一つの成果であつた。⁽¹⁾しかし、今日、「資本蓄積の進行にともなう労働者数の増大と貧困化とを労働組合運動発展の条件としてもつばら強調するだけにとどまり、それと同時にすすむ、労働者組織化のための具体的条件の発展については十分に注目も分析もせず、また新しく組織化が可能になった労働者の組織化の問題や、既存の労働組合の階級的・民主的強化をさまたげるために資本の側が全面的に利用している企業別組織の問題について、十分に考慮しないという傾向があつた」⁽²⁾という反省が起きている。この反省は、(1)変革主体形成の論理のより細密な展開を求め、(2)そのために労働組合の組織化の具体的条件の発展を論理に組み入れることを指示している。たしかに、この指摘は、労働者数の増大と労働者の貧困化の同時進行による労働組合運動の法則的發展を主張するような、あまりに「図式化」された理解を反省し、「それに労働者組織化の具体的諸条件の発展という組織論的視点を加え、この条件のもとで資本と労働とのあいだにたかわれる闘争をつうじて労働組合運動が發展するものととらえることは、既存の労働組合組織を階級的・民主的に強化するうえでも、重要な意味をもつ」⁽³⁾と主張する。この組織論的視点の導入が、変革主体形成の理論で

その細密化する目的を果させられていることは明白である。労働組合運動の発展の必然性を、労働者の貧困化が進行する他方で、労働者の量的増大を組織化の具体的諸条件の発展と闘争の過程の中で捉えることは、二つの点で理論的前進を示すものと考ええる。その第一は、組織論的視点を導入することが、労働組合論という限定された理論領域において主張されていることからくる制約を除外すれば、労働者の階級的成熟の過程に労働者の組織化の諸条件の重要性を強調したこと。第二に、労働者の組織化の諸条件の重要性を強調するに当って、組織化の客体的条件の成熟においてのみでなく階級的対抗の過程として把握することによって、主体的条件との連関においてこれを捉えることを主張した点が重要である。

しかしながら、増大する労働者を組織するための具体的諸条件は何に規定されるかが、理論的に明確にされなければ、労働組合運動発展の法則としては定立しえたことにはならないであろう。イギリス労働運動史上の経験に学ぶことの重要性はいくら強調しても強調し過ぎることはないものの、この経験を如何に理論的に総括するかの問題は残る。また、日本資本主義の現時点で、労働者の組織化の問題において、労働組合運動の領域に限って見ると、未組織労働者の組織化の条件が発展しつつあることは事実である。未組織労働者の組織化が与えるであろう労働組合運動の発展に対する衝撃を重視する視点は、変革主体形成の論理展開にも大きく寄与するであろう。しかし、この寄与を理論的に総括するには、「六〇年代の独占資本主義経済の高度成長が、それまでの未組織労働者の労働の諸条件と構成をいかに変えたかという問題」⁽⁴⁾のみですむことであろうか。もし、問題がそれだけのことであるならば、減量経営⁽⁵⁾という形態における資本蓄積によってもたらされた労働過程の変化、一般的には生産手段と労働との資本主義的結合形態の基本的性格に由来するものでしかないであろう。もちろん、この限りで

も、労働者の組織化の諸条件について抽象的規定しかもたない労働の社会化に関する一般的規定を導入した労働者の貧困化の理論よりは、現実的成果を期待しうる。問題は、これら労働者の一部が、労使関係制度の「枠外」におかれたこととかかわって、未組織状態におかれねばならなかったことの解明にあらう。今、何故にこの時期に、未組織問題が登場したかを明確に解きうる必要があるであろう。労使関係制度の視点を導入すべきである。

また、階級的対抗の過程において、客体的条件と主体的条件の統一的把握を試みる論理的要請が、労働組合の企業別組織をこの対抗過程において評価し直すことを求め、企業別組織の超克の契機を「産業別組織内における地域的団結の強化」の課題として抽出することを可能にした。同じく「地域共闘」の課題も、労働組合の「階級的・民主的強化」と統一戦線の強化のために提起される。しかし、地域労働問題は如何に定立されうるか。

たしかに、上述のごとく、組織論的視点の導入が変革主体形成の理論としてその前進をもたらしたが、これまでの変革主体形成論の多くがそうであったように、労働者の主体形成が変革過程の中で変革主体の成熟として論じられてはいない。せっかく、階級的対抗過程で客体的条件と主体的条件の統一の上で把握された労働組合の発展も、変革の主体形成が人間解放過程の前進と関連して捉えられてはいない。実は、この人間解放とかかわって変革主体の形成を論じる視点こそ、労働者の貧困化の今日的内容を新しい視角において捉えることを可能にするのである。この点に限って言えば、労働者の貧困化の理論に労働の社会化論の視点を導入するときに、意識的に展開されたのかといえれば疑問を残すにしても、既に展望された重要な論点の筈であった。

労働者の貧困化は、それと同時に進行する変革主体の形成を人間解放の過程として捉え直すことを可能にするためには、資本主義社会のトータルな機構の中で位置づけ直されねばなるまい。労働者の貧困化の再位置づけは、

一つには、経済過程から階級闘争を媒介にして政治的過程に展開する論理を必要とするであろう。この論理は、国家独占資本主義論としてより具体的にかつ明確に展開されうる有利な展望をもっているといえる。二つには、国家独占資本主義の社会機構の内において、労働者の貧困を生活の貧困に関する具体的指標とその貧困解決過程の位置づけとで、それゆえ労働者の貧困を社会的関係において把握することを可能にするであろう。

そこで、この段階で主張されうる理論的結論は、労働者の貧困化を社会的関係のもとで捉えること、つまり資本制的蓄積に基づく階級対抗、この対抗を媒介に展開する社会的制度のもとにおける労働者の貧困を解明することである。こうして把握された労働者の貧困化は、今日の時点での労働者生活の貧困の具体的指標を明らかにすると同時に、制度的危機として捉えられた労働者の貧困化という二重の規定を内容にもつことになる。この内容において、労働者の貧困化の理論は、国家独占資本主義の危機を解明する論理を提供することになる。労働者の貧困化の理論の今日の内容は、まさにこの国家独占資本主義の危機を解明する主要な論理をなすという点にある。その場合、労働者の主体形成の現実と展望とが、この国家独占資本主義の危機の一つの内容として位置づけられるべきことは勿論である。

労働者の貧困化を労働者の階級的成熟と統一的に把握する必要性は多くの論者によって主張され、認められるようになった。この統一的把握が、労働者の生活過程全体なかでの貧困化と変革主体形成との対抗関係という全構造的把握であるべきという当然の指摘も、変革主体の現実の形成・発展の可能性とその具体的諸契機の解明こそ主要な関心であるべきだとい切るときには問題が残る。この残される問題は、労働者階級の状態の「特定の内容・構造をもつ『状態』」(7) (傍点は原典)との関連で労働者の貧困化の理論を再構成することであると意識され

ている。ここでのこの内省は、労働者階級の「状態」を労働者階級の「社会的地位」として「特定の内容・構造」をもったものと規定したことに関連して、かかる「状態」の下における変革主体を、「純然たる経済的カテゴリー」としてでなく、「多面的な生活領域と矛盾した諸傾向を内包する現実の生活の担い手であり、『生活階層』であり、レーニンのいう意味での『社会構成体』の構成要素としての階級・階層」として理解すべきであろう。ここで、よく理解しかねることは、労働者の生活領域の「多面的」拡大が歴史的・論理的に把握されているのかどうか。つまり、「生活の担い手」の意識に反映し行動を規定する「矛盾した諸傾向を内包する現実」の分析こそ「社会的な意味」での労働者の貧困だということを、そこでは主張しているだけではないか。したがって、変革主体の形成の論理は、はじめに労働者の生活領域を政治生活の「状態」を含めて「多面的」な階級・階層と前提したことによって、かえって発展の論理を失うことになろう。「多面的」な生活領域における労働者の抵抗は、「多面的」な領域におけるそれぞれの改革以上に何を展望させようか。所有形態の中における生産様式の内的連関に沿った論理的展開なしに、如何なる社会を展望しうるであろうか。人間解放の展望はどこに見出せるか。

かくて、変革主体形成の理論が労働者の貧困化の理論に与えた衝撃は、労働者の生活領域の「多面的」発展の論理そのものの解明であり、結局は「社会的な意味」における労働者の貧困化を、トータルな社会機構のもとで社会発展の法則に則して把握し直すという当初の課題に回帰させたことにある。今日、この課題の解明が、資本主義の構造的危機と関連して浮上し、解明のための有利な条件が現実にある点が特徴的である。

(1) 堀江正規氏を責任編集者として公刊された講座『労働組合運動の理論』全七巻、大月書店は、その代表的なものである。

- (2) 中林賢二郎『現代労働組合組織論』労働旬報社、一九七九年、一八六頁。
- (3) 中林賢二郎『現代労働組合組織論』一九九頁。
- (4) 中林賢二郎『現代労働組合組織論』一九六―七頁。
- (5) 減量経営とは、石油危機を契機として促進される産業の高度化再編成に対応し、高利潤維持と損失回避のための労働費を含む費用削減、主要には省力化と省資源経営と特徴づけうる。
- (6) 大木一訓『貧困化と変革主体の形成についての一試論』、季刊『科学と思想』NO・37、新日本出版社、一九八〇年七月、一八一頁。
- (7) 大木一訓『貧困化と変革主体の形成についての一試論』、一八一頁。
- (8) 大木一訓『貧困化と変革主体の形成についての一試論』、一八五頁。

2 国家独占資本主義の危機と労働者の貧困化

変革主体形成の理論における進展が、労働者の貧困化の理論を展開するための今日的視点を示唆した役割は重要である。その変革主体形成の視点が、労働者階級の状態に関する実態的把握の重要性を再認識させた。巨大工場に関する労働調査が意識的かつ精力的に進められたのも当然であろう。この労働調査のもつ新しい意味は、一つには、階級分析ないし階級論が追求してきた統一戦線の視点からの成果に立って、巨大工場労働者の位置を確認した上での調査活動である点である。二つには、変革主体形成の視点に立った労働調査である点である。変革主体形成の視点からの労働調査が、「貧乏物語」にとどまってはならないという指摘⁽²⁾は当然である。労働組合運動の発展の必然性に組織論的視点を導入すべきという反省に依って、「階級的結果の条件・方向・形態・戦術を指示する」ことができる労働調査すなわち労働者階級の状態の把握のために、資本主義の構造的危機の解明が必要

であることもまた当然である。労働者階級の状態を規定する経済的・政治的條件の把握のために資本主義の構造的危機を説明することは、国家独占資本主義の危機の一端を示すものとして労働運動における右翼的潮流の「社会経済的基盤」の「動搖」をも同時に説明することにならう。また、労働者の「社会的関心と政治的関心」も、労働者を取りまく経済的・政治的條件が労働者の社会的活動の中で一つの関心として凝結する過程も明らかにしうるであらう。結局、「労働者階級の主体形成の契機・条件」を具体的に把握するのは、資本主義社会の現段階ないし現局面の分析如何にかかわるということである。労働運動の中の右翼的潮流：経済的基盤が特別超過利潤であることは、帝国主義国においては今日なお不変である。ただ変化したのは、特別超過利潤形成のメカニズムのみである。特別超過利潤を基盤とする労働運動の右翼的潮流は、資本主義の危機対応体制の中で存在し、この体制を支えるのである。かつて、労働運動の右翼的潮流とその社会経済的基盤とを直結した労働貴族論の弱点は、資本主義の危機対応体制から抽象されて論じられたところにあった。

そこで問題は、労働者階級の状態を規定する資本主義の構造的危機の現局面を社会発展の歴史過程として如何に把握するかということにある。しかし、本稿で明らかにしなければならない点は、変革主体形成の論理を豊かにするような資本主義の分析の筋道であって、この論理的筋道の中で労働者の貧困化を把握し、階級的対抗を媒介にして労働者階級の状態の理論的枠組みを示唆する試みである。しかも、その場合の主要な視点は、変革主体の形成が、社会変革の主体的勢力として強固にして強大な社会的力となるということだけでなく、階級対抗の中で矛盾する傾向を含みながらも人間の全面的解放の過程に位置づけられるものでなければならぬ点であることを既に指摘した。この視点は、ブルジョア民主主義の危機とこの殻を突き破って進むプロレタリア民主主義の主

体を把握するときに欠かせないものである。すなわち、社会変革の社会的勢力として捉えると同時に変革過程における主体そのものとしての規定性を与えるべきことが留意されねばならないということである。

労働者の貧困化という場合、この貧困の内容を今日如何なる内容で理解すべきかという点については、後述することにして、労働者の貧困化を賃金制度の中で捉えることの必要性を再確認することから始めよう。すでに、労働者階級状態論の成果の中に、レーニンに依拠しつつ生活様式と生活水準を区別して労働者の貧困化を捉える試みのあったことを知っている。生活様式と生活水準のこの乖離と超克とが、労働者にとっては賃金制度とその廃棄の展望の中で捉えられねばならないことは明白である。労働者は、自からの労働によって生みだした成果を賃金という形態でしか受け取りえない仕組みの不合理に身を委ねているからこそ、この乖離に遭遇するのである。それゆえ、貧困という概念は、ブルジョア社会において所得概念を媒介とせずに把握しうるものではない。賃金制度を前提するかぎり、資本蓄積の進行と恐慌や戦争の局面における労働者の貧困化が、絶対的に存在しかつこの乖離が拡大して、時に強く意識されることがおこるであろう。労働者が生産手段を持たないということに基づく「絶対的貧困」⁽⁵⁾は、階級対抗に基づく貧困の相対化の過程を通して貫徹するものである。

労働者の貧困化を賃金所得という概念を媒介にして把握することは、資本による関係への統括の拡張のもとで所得概念を媒介にした他の階級・階層の貧困化との統合的な理解を可能にし、統一戦線の視点の導入を可能にすることにもなる。

賃金所得として把握されることは、資本関係の次元における利潤と対抗関係にある、したがって企業所得と対抗関係にある賃金、すなわち費用として捉えられた賃金を媒介にする賃金所得であることを意味する。この費用

としての賃金は、労働の価格としてあらわれる賃金の現象形態の故に、労働の価格に関する交渉を通じて労働力の価値を確保する以外の方法を、労働者に対し保証しえない。労使関係が、単純には職務規制(ToB-regulation)といわれるのも、以上のごとく当然である。労働力の価値を労働の価格として交渉する制度、すなわち労使関係の形成と展開過程に沿って賃金所得の動向を見ることが重要である。その場合、労使の交渉を規定する制度的枠組は、国家の介入によって大きく左右される。具体的には、国家の労使関係への介入は、団体交渉制度への介入であり、直接的には、団体行動権に対する法的規制を含む団結権保障の内容において示される。

国家の介入のもとに成立する労使関係制度は、労働の価格の交渉を通して労働力の価値を保障することを制度化したものであるが故に、労働力価値の保障は、労働者側の力量に委ねられると同時に不安定なものとなる。この不安定は、時に賃金所得としての不安定としてあらわれ、後述するけれども、賃金所得の不安定の故に社会経済的な保障の仕組みを通じて労働力価値の補填がなされねばならない。労働力の価値の貫徹は、これらの全過程においてのみ具体的に保証されるものであろう。しかし、労使関係制度が、産業予備軍の賃金決定への関与を完全に捨象しえないことは、失業補償の制度的限界に起因する。「完全雇用」政策が「有効」に機能する限りでは、失業補償の制度的限界は捨象できるし、内部昇進制度との関連を考へるにしても労使関係制度における職務規制力は維持されるであろう。しかし、スタグフレーションにより「完全雇用」政策が破綻するに至るや、失業補償の制度的限界が露呈し、産業予備軍の賃金決定への関与は強まる。この強まる関与で、職務規制が弱まることになるが、職務規制のこの弱化は、就業形態の不安定化を、「完全雇用」政策が破綻して増加した産業予備軍の圧力に基づいて拡大させるのが今日の特徴である。資本主義の危機のもと資本蓄積形態が、「完全雇用」政策の

破綻としてかかる就業構造を結果したのであるが、この結果が労使関係制度の機能低下をまねいたのである。「完全雇用」政策のもとで、労使関係制度の中で協調的に維持され、協調の枠内にあった労資の交渉関係をも同時に動揺させたことで、労使関係制度の機能低下がおこり、国家の介入をまねく。この国家の介入が制度改革にもたらす内容は、労働者階級の社会的力量に依存し、それ故にこの内容を歴史的に評価する基準が必要となる。この基準こそ労働者の権利であり自由である。

(1) 巨大企業の調査については、雑誌『労働運動』、新日本出版社（一九七九年一月から一九七九年五月まで）に連載がある。

(2) 戸木田嘉久「労働者階級の主体形成に関して」(エッセイ「八〇年代へ」、季刊『現代と思想』40、青木書店、一九八〇年七月、六八頁。

(3) レーニン「カウッキ」『ベルンシュタインと社会民主党の綱領』の書評、『レーニン全集』第四巻、大月書店、二一五頁。

(4) 堀江正規「日本の労働者階級」、『堀江正規著作集』第三巻、大月書店、一九七七年、第五章参照。

(5) K・マルクス、高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』Ⅱ、大月書店、一九五九年、一二五頁。

(6) H・A・クレッグ、牧野富夫・木暮雅夫訳『イギリスの労使関係制度』、時潮社、一九七七年、一〜三頁。

三 国家独占資本主義の危機と労働者階級の状態

1 国家独占資本主義の危機下の労働者の貧困

a 賃金制度と賃金所得の不安定

貧困化論のための覚え書(三好)

生産手段の非所有に基づく労働者の「絶対的貧困」は、労働者が自らの労働によってつくりだした価値生産物を、賃金制度をとおして取得するなかで、労働と生活の両過程における貧困としてあらわれる。

資本蓄積が進行するにともない、富の蓄積の対極に「貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗暴、道德的墮落」⁽¹⁾が生み出される。資本蓄積によって再生産される階級関係とは、経済過程としてはこのような内容のものである。再生産される階級関係の中における労働者の貧困化は、その生活過程における発現は賃金所得の多寡によって規定されることは明らかである。しかも、この賃金所得は、賃金体系や諸手当などで構成される賃金制度の在り方によって現実には規定されているが、そのことは、賃金所得が労働の価格としてそのある部分が労働過程と不可分に結びついていることを示している。つまり、賃金が労働の価格として現れるというその形態規定性において、賃金制度が成立する基盤が与えられていることに他ならない。

ところで、賃金制度は、大きくは資本蓄積の構造に規定されながら、直接的には企業の収益構造に規定される。資本の強蓄積の基底条件である低賃金は、年功賃金に一定の根拠を与えるし、インフレの急進が生活給化を促進することなどは、資本蓄積構造が賃金制度に与える影響を示すものといえよう。収益構造が賃金制度に与える影響は、企業の費用管理たとえば総額賃金管理に沿った賃金制度を企業に採用させることに示される。資本の蓄積構造および企業の収益構造に規定される賃金制度は、それ故に元来賃金所得として不安定なものとなる。賃金所得のこの不安定性は、第一に、「全社会の需要の高まりゆく水準」に照応しない「勤労大衆の生活水準」として現れ、第二に、賃金所得の現実的変動として現れる。後述するところの、労働者の貧困の「相対化」のシステムにかかわって起る不安定は別にして、第一の不安定性は、資本主義の危機において繰り返して現れる賃金節約、

すなわち資本蓄積構造の「転換」において、第二の不安定性は、転職推進、配置転換、出向、転属など実質的な解雇と増加する産業予備軍を背景にした就業の不安定化、追加労働の増加などによって発生する。もちろん、賃金所得の不安定性は、低賃金そのものであって、この時点では、唯それがこのような形態をとることと、この不安定性がもつ今日の労働と生活過程上の意味の重大性にこそ特徴があることを強調するものである。

次に、労働者の貧困化の内容であるが、労働過程における貧困はコンピュータの導入とオートメーション化がもたらす監視作業と単純繰返し作業によって特徴づけられる今日の生産力段階において、肉体労働から頭脳労働への移行が進みながら特に神経系に対する過重な負担を伴う労働苦、費用管理の対象としてその管理下に置かれ自主性・自発性を求められながら自由を拘束された奴隷状態、高度な知識を要求されながら使い捨ての部分の知識しか与えられず、また活用されないでいる無知、労働を媒介にして社会関係の中で人格を練達される条件をもちながら資本に従属させられて唆かされる粗暴、労働災害におのき精神的な労働苦の中で、生活時間を有効に活用する機会なしに何も考えずに休むか、時にはギャンブルに走らざるをえないということから生じる道徳的墮落、これらのことをまねく条件は今日なお存在する。

また、労働者の生活過程の貧困は、低賃金がとる賃金所得の不安定性、賃金格差⁽²⁾によって、一つは、栄養状態に、いま一つは住居状態に現れる。労働者の栄養状態は、労働そのものと関係し、「頭脳に極端な負荷を与える作業」は消費エネルギーを小さくし、食事は「極端に軽いもの」となる。主食の摂取量が減少し、食欲のないままの食事は味覚に頼り「栄養素の偏食」を生むという⁽³⁾。栄養失調、栄養不足という病名でない栄養状態の悪化がみられるという。住居状態については、高・遠・狭と表現される住宅事情の悪化のみではなく、たとえば保育所

など労働力化のための社会的環境のとのわぬままの婦人労働と一家総働き、核家族化に伴う高齢者世帯の問題など、住居生活上の貧困も新しい形態をとって存在するのである。

(1) K・マルクス『資本論』岩波文庫、第四分冊、一四九頁。

(2) 賃金格差が社会的問題となるのは、性別による格差の他に、労働市場の構造化による賃金格差と職種あるいは職務による賃率の不正な格差の形成と拡大とが、労使関係制度の機能上の問題として意識されることによる。賃金格差の拡大が、賃金水準の低下の現れであり、労働組合の賃率に対する規則力が弱くなったことを意味するために問題化するのである。

(3) 高木和男「現代の労働と日本人の栄養状態」、季刊『科学と思想』NO・36、新日本出版社、一九八〇年四月、八五頁。

b 「福祉」システムと労働者の権利状況

独占資本主義の段階に入って、失業が大量かつ慢性化してくると、社会的貧困に対する労働者階級の抵抗は、労働者の組織化の対象を不熟練・未組織に広げ社会主義思想の影響下に抵抗の政治的性格も拡張し、階級闘争としての性格を強めてきた。労働運動のこうした発展に対する政府と資本の側の対応は、労働組合運動と失業者運動を分離し、労使関係の制度的強化と失業者補償の制度的拡充とをもってする社会的対応であった。この社会的対応が労働者の政治参加を促進させたことは当然であるが、その場合の参加が資本主義体制を否定することのないように歯止めするため、労働者階級に対する抑圧と譲歩が使い分けられ、労働運動の中に右翼的潮流を育成する努力がはらわれたことは歴史の示すところである。さらに、「完全雇用」が政策的に実効を挙げるかぎり、社会的制度の中に社会的貧困が相対化されるという理解を生むことになった。とくに、第二次世思大戦後の社会

保障の制度としての体系化と拡充は、「福祉国家」の幻想を一部に発生させることになった。

しかしながら、労働者の貧困化が相対化されるということは、「完全雇用」を社会的目標として前提するかぎりの賃金所得保障のシステムが形成されたということであるため、このシステムにおける保障水準の如何によって労働者の貧困化は量的に変動することになる。タウンゼンド(P. Townsend)らが、公的扶助基準をもってナショナル・ミニマム⁽¹⁾とし、「貧困の再発見」に道を開くことになったのも当然であろう。しかし、社会的貧困の基準が賃金と無関係でありえないということは、このシステムの本来の成りたちからして明白である。失業者運動と分離した労働組合運動は、どうしても解雇に対する規制力が弱い、そのことが逆に賃金については一定の上昇を保証することになる。減員と結びつくことの多い生産性の向上による成果の一部を分配する譲歩の可能性を全面的に否定することはできないからである。賃金のいくらかの上昇が、公的扶助基準との間の格差を拡大するにしても、また、「完全雇用」政策に必然するインフレによる目べりの回復努力を別にすれば、賃金の改善に伴って自律的に公的扶助基準が改善されることは有りえない。「貧困の再発見」とは、このように公的扶助基準の低さが他律的に社会問題化されざるをえないというシステムとしての欠陥と、この欠陥が労使関係制度の限界、つまりは補足的給付にかかわる労働協約制度の在り方と不可分であるということを示すものである。

国家独占資本主義において、独占資本の国家資金への寄生が深くなるにつれて、スタグフレーションとともに、「完全雇用」政策の破綻を表現するものでもある財政危機を契機に、完全失業者の増加と失業率の上昇に対する政策的調整が求められることになる。この調整は、失業者補償の条件制限により完全失業者の増加を表面上、すなわち政策対象者として「抑制」することから、失業者を企業の中に抱え込ませることによって潜在化、停滞化

せしめて「抑制」することへと展開させた。とりわけ後者については、今日独占資本の収益構造の変化に伴って発生する過剰な労働力を企業内に一部抱え込ませることである。低操業政策に対応する賃金管理に必要な企業の「過剰」雇用を、国家資金が保障する制度は、企業が労働力を排除する場合高齢者や身障者に過酷であるという現実からみて、この制度の運用が福祉と呼ばれ、これは職業訓練による「能力」開発で再雇用を促進する制度を補充して雇用保障と呼ばれる基盤にもなる。しかし、この制度が真に福祉を実現し雇用保障と呼べるものであるためには、解雇に対する直接的規制の制度が設けられる必要があるし、また、これら制度的雇用の内容が有期限であったり、労働条件の悪化をともなうような不安定なものであってはなるまい。もし、解雇に対する規制が現実のものになるとすれば、それは経営権に対する規制というに止まらず、財産権に対する規制に一步踏みこむことを意味する。解雇規制を前提にした雇用保障は、福祉機能の一部を企業が国家や個人と分担し合うというに止まらず、私的所有の制限とともに展開する真の福祉への前進が始まることを意味することになる。ここでは、企業そのものの性格も、社会の構造の中で一定の変化を遂げることになる。⁽³⁾労働者の権利は、このようにして、経営権から財産権へとその対抗を進めつつ、自からの権利を拡張し、それとともに、労働者の貧困化からの真の脱出の道を進むことになる。

(1) ナショナル・ミニマムを如何なる基準においてとらえるかは問題である。現実の公的扶助基準でとらえることは、公的扶助基準が、制度的根拠の他に理論的根拠をもたないばかりか失業補償や最低賃金保障が十分に機能していない点では、ナショナル・ミニマムはわが国にはないといえよう。しかし、ないというだけでは問題は解決しない。むしろ制度的根拠がある以上、そこに改革の手がかりを求めることの方が重要と考えられる。

(2) たとえば、わが国の「雇用安定資金制度」など。

(3) 最近さかんに云われる総合社会政策の中間機能集団の一つとして企業がとりあげられる。この場合の企業は、機能分担者として把握されるのみで、その資本としての本性は捨象されている。利益「配分」制度や経営「参加」制度による企業構造の変化に対し、株主の権利と「調整」する問題が、フランスで問題にされてきた(シュドロー委員会報告) ことを見ても、中間機能集団としての企業の性格規定の限界は明白である。

2 民主的変革と変革主体の形成

a 社会的組織と民主主義

資本主義に不可避である労働者の貧困化に対し、労働者の抵抗が獲得した労働者の貧困化に対する社会的援護の制度は、資本主義の危機にともなうその機能低下を契機にして、この制度のもとにおける労働者の権利の拡張の問題を提起することになる。なぜならば、労働者の獲得物としての援護の制度は、労使関係に対する国家の関与として、常に労働者と国家との関係の内に存在するからである。つまり、決して制度の内に国家と労働者の関係があるのではない。制度の内にある国家と労働者の関係は、制度運営上の問題に過ぎないのであって、この運営上の労働者の権利を拡張することの意義を否定するものではないが、それは制度改革としては当初から限界をもったものである。制度改革は、国家と労働者の関係における労働者の権利の一般的改善なしに起りうるものではないことを銘記すべきである。

労働者の貧困化が、資本主義に不可避のものであるならば、貧困化に対する労働者の抵抗は、私的所有に対して制限を加える闘争としてのみ資本の活動を規制するものであらねばならない。その意味で、労働者による資本の活動に対する規制の闘争は、国家に対する労働者の権利の拡張と擁護の要求という性格をもち、労働者の資本

家に対する抗争は、結局は政治の領域における闘争とならざるをえない。

資本主義における労働力(商品)の交換は、この交換における「正義」⁽¹⁾が剰余労働に対する資本の渴望がもたらす過度労働⁽²⁾によって犯されるが故に、過度労働に対する規制が、要求され社会的に承認されることとなる。もちろん、そのためには、工場制度という労働様式の成立が前提されることは勿論のことであった。過度労働に対する規制は、労働日に対する規制として始り、工場制度においては婦人・児童労働への規制として展開される。このように、労働力(商品)の交換における「正義」が取り繕われるためには国家の干渉を必要とした。すなわち、工場法の制定によって、この規制は一般化することが初めて可能であった。

しかし、過度労働に対し労働者自身が規制を加えるためには、団体行動に対する権利を手に入れる以外にはなかった。団体行動権の承認は、労働者にとつては、労働力(商品)交換における「正義」において新しい社会的原理の成立を意味した。いまや雇用契約は労働契約によって保障されることになった。この労働契約の制度的成立は、当然のことながら労働行政機構を伴うことになる。その場合、工場法における歴史が、工場監督官制の重要性を教訓として残していることを想起すべきである。監督官の公正さが重要なことは勿論であるが、資本主義国家において、この公正が如何にして成立し保障されるかは、労働者の政治的力量とその民主主義的成熟にかかわるといえよう。公務労働論成立の根拠がここにある。労働協約制度の実効性は、労働者の団体行動権の行使にかかわるとともに、公正な監督官制に支えられた労働法制によって一般化されてのみ効果をあげうることは明白である。ここに、労働者の権利の拡張が、如何なる社会的組成を必要とするかを知ることができるし、それ故に、この問題は、民主主義の問題として把握されねばならないのである。

さらに、労働者の団体行動権が承認され、資本主義社会の中で果す機能的役割が大きくなればなるほど、労働者の組織的民主主義の重要性も増大してくるであろう。労働運動における階級性と民主性の重要性については、帝国主義の段階において労働運動の中に右翼的潮流が育成されてくる時において、また、とくに、「福祉国家」ないし「福祉社会」といわれる体制のもとにおいてはそうである。この重要性は、国家の中に労働組合を統括するに当って発生する労働組合民主主義に対する違反の防止、経営や利潤に対する「参加」制度における労働組合の代表制における民主主義の保障など、労働者にとって民主主義の問題は、重要性はもとよりその保障のための精緻な制度的試行をも必要とするに至ったといえよう。

(1) 商品交換の法則からは、直接には労働日の制限はでてこない。労働力(商品)の買手たる資本家は無制限の労働日の延長を権利とし、売手たる労働者はその不当さを権利として主張する。かくて、労働日の標準化と確定は、階級闘争の成果たらざるをえない(K・マルクス『資本論』岩波文庫版、第二分冊、一六四頁)。「正義」は、ここでは力で示される。また、婦人・児童によって、「全取引そのものが自由な人と人とのあいだの契約という外観」(K・マルクス『資本論』岩波文庫版、第三分冊、一四九頁)すら失ったことに対し、工場制度への国家の介入によって、それはかの「正義」と調整されねばならなくなった。

(2) 資本主義の剰余労働に対する渴望は労働日への無制限の延長への行動としてあらわれる(K・マルクス『資本論』岩波文庫版、第二分冊、一六七頁)。労働運動とともに国民の生命に対する危機が、資本家の渴望を制限する。この制限をこえるものとして労働は過度である。しかし、労働の強度に対する規制が、労働日法制による間接的な規制しかなしえない現実では、生産力の発展に応じた労働日の短縮は当然のことであるし、そのことと対比して工場制において常に労働が過度となる条件が存在している。

(3) 「地方の偏見や特殊性にとらわれない外部権力の介入は、法律の実施を著しく促進し、製造業主と職工とのあいだの摩擦をやわらげ、労使問題についての知識がきわめて乏しかった時期に、政府と国民とのあいだの意志疎通の手段

を提起した」（B・L・ハチンズ、A・ハリソン、大前朔郎、石畑良太郎、高島道枝、安保則夫共訳「イギリス工場法の歴史」新評論、一九七六年、四〇頁）が、勿論、常に中央集権行政が良いというものではない。

b 変革主体とその形成・成熟

資本主義社会の変革の主体が労働者ひいては労働者階級であることは多言を必要としないだろう。しかし、この変革主体としての労働者に対する規定は、あらためて厳密な規定を必要とするであろう。そしてこの深められた規定は、階級に関する規定を、現実的問題状況にかかわらず深化させたものに他ならない。

周知の如く、階級に関する規定として多くレーニンの規定が引用される。これを所有形態を中心とする生産様式的内的連関の中において表現するとすれば、「生産手段にたいするその関係」は、「個人」が「労働の客観的諸条件」とむすぶ関係すなわち所有形態の第一の規定（領有規定）であり、「社会的活動組織のなかでの役割」は、かかる「個人」が同様に「他人」に対する関係において媒介されたところの「労働の客観的諸条件」に対する「関係行為」として所有形態の第二の規定（私的所有規定）をうけることを意味する。そこで、「分け前をうける方法と分け前の大きさ」とは、所有形態にかかわる二重の規定に基づく分配形態の規定（生産関係規定）である。

労働者を資本、「資本とは明らかに関係であり、しかもひとつの生産関係でしかありえない」（傍点原典²）が、その関係のもとに置いてとらえることは、資本の蓄積³の進行が資本すなわち資本家を否定する過程において労働者を階級として規定することである。資本の本源的蓄積過程で旧社会が深く広く十分に分解してしまい、資本主義的生産様式が自己の足で立つようになれば、「労働の更にそれ以上の社会化、及び土地その他の生産手段の、

社会的に利用される、したがって共同的な生産手段への更にそれ以上の転化、したがって私有者の更にそれ以上の収奪は、一つの新たな形態をとる⁽⁴⁾にいたる。資本独占を成立させる生産手段の集中と、そこにおいて発展した労働の社会化が、それを媒介していた関係としての資本と調和し得なくなる。すなわち「資本主義的外被」とは調和し得ないところの一点に到達する。こうした資本主義的蓄積の過程において、「絶えず膨張しつゝ、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結集され組織される労働者階級⁽⁵⁾」として、しかも資本に対する反抗を増大する存在となる。労働者は、いまや資本に敵対する階級として、しかもそれ故に次の社会の主人公としてその移行の担い手となる。

変革主体としての労働者階級の成熟過程は、経済的のみならず政治的過程をふくむ全過程として解明されねばならない。

資本によって関係づけられた労働者と「他者」との関係は、それが契約関係として現れるかぎり法律によって確認されている。したがって、この資本の關係に發生する事柄は、法律と制度とに反映し政治の領域の一部を形成する。資本の關係の内に發生する事柄すなわち抗争が、資本主義の体制的安定を損う恐れがみられるとき、国家はその権力を行使し抑圧にでる。国家にとって、体制的安定を損うものとされ、権力によって抑制される対象は、階級ないし階層の団体的行動である。とくに、労働者階級の団体的行動に対する干渉は、一般的には資本と労働の關係すなわち労使關係への国家関与という形態をとる。国家の干渉は、労使關係に対する国家の関与という形態を逸脱しないかぎり、その国家の権力の座に労働者階級の部分的参加を承認することも、資本は許容しうるし、この承認も資本主義の体制に矛盾するものではない。資本によって許容されうるといふ証は、いわゆる

「福祉国家」においても、ド・ゴール第五共和制においてさえも、ともに労使関係への国家の関与が労働者階級の団体行動に対する新たな制約を設けることになったということの中に示される。団体行動に対する新たな制約は、例えば「参加」制度から階級の労働組合代表を排除することを通じてなされるなど、労働者の権利を空洞化しようとすることと、この空洞化に当って労働者階級の内部に分裂を持ちこむ努力が社会的仕組みをもつてなされるというところに特徴がある。

「膨脹」し、「訓練され結集され組織される労働者階級」は、「反抗」を通して変革主体として成熟する。この「反抗」を通して成熟するが故に、この成熟過程が政治の領域にも及ばざるを得ないことは既に述べたとおりである。労働者の抵抗が経済はもとより政治の領域に及ぶことによって、法律、制度で保障されている労働者の権利と、社会的仕組みを利用して労働者階級内部に持ちこまれる分裂がもたらす権利の空洞化との対抗、こうした資本主義国家における対抗において、資本に対する労働者の階級闘争は闘われる。そこで、国家独占資本主義においては、国家の中における労働者の権利を拡張する闘争は重要であり、労働者階級の「結集」と「組織」の問題に対する考慮がとりわけ重要となることも当然の帰結である。労働者階級内部にもちこまれた分裂の克服はもとより、広く統一を求めてのかかる闘争こそ変革主体の成熟にとって最大の媒介環であることを再確認しなければならない。

- (1) レーニン「偉大な創意」、『レーニン全集』第二九卷、大月書店、四二五頁。
- (2) マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫版、七五頁。
- (3) 「資本に固有なことは、資本の眼前にある大勢の手と用具とを結合することにはかならない。資本はそれらを、その支配下に寄せ集める。これが資本の現実の蓄積」[wirkliches Anhäufen]である」(前掲、『資本主義的生産に先行

する諸形態』六四頁)。

(4) 前掲『資本論』第四分冊、三四八頁。

(5) 前掲『資本論』第四分冊、三四九頁。

四　む　す　び

本稿の主題は、労働者の貧困化について、国家独占資本主義とその危機を念頭において若干の論争的課題を整理しつつ理論構成上の枠組みを構想することであった。構想の枠組みを提示し、今後の理論化の方向を示しておくことは、個人的な興味における当面の研究課題にとって必要であったことと、社会的状況に対する危惧に促進されたためでもある。また、それ故に、この小論において残された問題のあることも自覚している。

例えば、(1)相対的過剰人口に関して、産業予備軍の「累進的生産」の問題である。「完全雇用」政策とその破綻とかがわって如何に理解するか。「累進的生産」を国家独占資本主義の機構のもとで「否定」する場合も含めて、相対的過剰人口または産業予備軍に関する概念を、現実の雇用・就業構造の中で再定義すること。そのため相対的過剰人口の存在形態と労働市場におけるその機能のより深い説明が必要となる。

つぎに、(2)国家の中における労働者の権利をとらえるために、企業および国家における主体としての位置を、労働者組織の諸形態において構造的に分析する課題を残している。その場合、複数主義に対してこれを如何に取り扱うかは、今日一定の重要性を否定しえない。さらに、労働者による統制・管理を含めて、民主主義の形態に関連して労働者の自由の問題も、緊急の課題となっているといえよう。

最後に、(3)資本という関係において労働者と「労働の客観的諸条件」との結びつきをとらえ、そのもとにおける労働者の貧困化を見てきた。資本という関係におかれるのは、独占資本主義において、したがって、金融寡頭制では、小経営も独占資本による略奪的収奪関係の中に置かれることは勿論である。そこから労働者の貧困化という範囲をこえて、勤労諸階級としての貧困化が進行する。ここにおいて、労働者階級を広くあるいは狭くとらえるかの問題がおこる。しかし、労働者の貧困化は、資本したがって資本家に対する抵抗とともに、資本という関係のもとにおける労働者と「労働の客観的諸条件」における関係行為において発生する問題、すなわち所有形態の中での生産様式 内的連関において把握することによって、私的所有の廃棄、分業の廃絶などの広範な問題を展望するという内容をもって理解されることが重要である。今日、統一戦線の重要性は幾度繰り返し強調しても強調し足りないと思われるが、だからといって、統一戦線という視点から安易に労働者階級の概念を拡張することには疑問をもっている。また、統一戦線論としての展開は、資本という関係への小経営の包摂を基礎に据えるべきであって、それ故にその理論構成は、労働者階級状態論の構想を超えるものとして構築されるべきではなからうか。これらの点も又、今後に残された課題である。

小論を終るに当って、今一度誤解をさけるために、つぎのことを明言しておかねばならない。労働者の階級的抵抗がもたらした労働者保護立法も労働組合など労働者組織の活動も、それだけで資本関係そのものを除去するものでないことは、エンゲルスの言を待⁽¹⁾つまでもなく明白である。総合社会政策で主張される中間機能集団としての企業が、その「福祉」機能の故に資本たる性格を克服しうるものではなく、「企業改革」構想で株主の保護のための権利「調整」が考えられることを見てもこのことを確認することができよう。唯可能なことは、資本の

機能を一部制限することであり、さもなければ、終局において資本それ自体の廃絶が実現するかということである。しかし、資本の機能を制限することと資本の廃絶とは、そこに大きな飛躍があることは当然である。しかし、この飛躍は、同じ道程のうちに存在することが理解されるべきであり、拡張される労働者の権利が承認される社会的制度の確立が、資本の機能を制限し、この制限がある一定の段階に達したときに、この飛躍はおこるのである。

(1) エンゲルス「労働組合の役割の制限について」『労働組合論』国民文庫版、一四一頁。